

骨粗しょう症予防事業にかかる補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、財団法人兵庫県予防医学協会（以下「予医協」という。）及び兵庫県厚生農業協同組合連合会（以下「JA 兵庫厚生連」という。）が実施する骨粗しょう症予防事業にかかる経費に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 この補助金の交付対象は、骨粗しょう症予防事業にかかる検査料に関する経費とする。

(補助金の申請)

第3条 予医協及びJA 兵庫厚生連は、この要綱により補助金を受けようとするときは、年度終了後すみやかに補助金交付申請書（様式第1号）及びその期間中の事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の額及び交付決定)

- 第4条
1. 補助金の額は1件あたり340円とする。（別表1）
 2. 交付金額は予算の範囲内とし、受診人数に応じて予医協とJA 兵庫厚生連の間で按分するものとする。
 3. 市長は、前条に規定する申請書及び事業実績報告書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、交付の決定をし、その旨を交付決定通知書（様式第2号）により、予医協とJA 兵庫厚生連に通知するものとする。
 4. 市長は、補助金の交付決定にあたり必要な条件を付けることができる。

(補助金の請求)

第5条 1. 市長は、補助金交付決定通知書交付後、請求書（様式第3号）の提出によって、補助金を交付する。

(事業実績報告等)

- 第6条
1. 予医協及びJA 兵庫厚生連は、補助金交付決定にかかる会計年度終了後、速やかにその期間中の事業実績報告書及び収支計算書を市長に提出しなければならない。
 2. 市長は、前項の事業実績報告書及び収支計算書を受理したときは、その内

容を審査し既に交付した補助金の精算を行うものとする。

(補助金の経理等)

- 第7条 1. 予医協及びJA兵庫厚生連は、補助事業にかかる収入及び支出を予算及び決算に計上し、他の事業の経理と区別して処理しなければならない。
2. 予医協及びJA兵庫厚生連は、補助金の支出状況を明らかにした書類を作成し、補助金の執行年度の終了後5年間保管しなければならない。

(調査報告)

- 第8条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の執行状況等について、必要な書類、帳票等を調査し、または予医協及びJA兵庫厚生連に対し、報告を求めることができる。

(補助の取り消し等)

- 第9条 市長は、予医協及びJA兵庫厚生連が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、または既に交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。
- ① 補助金を第2条に規定する対象以外に使用したとき。
 - ② 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - ③ その他この要綱の規定に違反したとき。

(施行の細則)

- 第10条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が定める。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(別表1)

骨粗しょう症検診検査料

検 査 料 ①	1,840 円
自己負担額 ②	1,000 円
予医協又は、 J A兵庫厚生連 ③	500 円
差 引 額 ①－②－③	340 円

340 円 (1 件当たりの補助金額)